

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名 : カーサパスレル

(母子生活支援施設)

評価実施期間 2019年6月25日 ~ 2020年2月28日

実地(訪問)調査日 2019年11月26日・27日

評価決定委員会開催日 2020年1月18日

2020年2月21日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

②評価調査者研修修了番号

SK18148
SK18243
HF-15-1-014

③施設の情報

名称：カーサパスレル	種別：母子生活支援施設		
代表者氏名：岩本 涼子	定員（利用人数）：		2（0）名
所在地： 兵庫県			
TEL：	ホームページ：		
【施設の概要】			
開設年月日：平成29年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 立正学園			
職員数	常勤職員：	4名	非常勤職員 0名
有資格 職員数	保育士	2名	
	社会福祉士	1名	
施設・設備 の概要	個室	2室	相談スペース 1室

④理念・基本方針

<子ども最優先>
私たちは、子どもの人権を尊重し、子どもたちの健やかな育ちを保障することを最優先とします。

<養育の専門性の提供>
私たちは、子どもの健やかな育ちのために、職員として専門性を提供します。

<地域貢献>
私たちは、児童家庭福祉・地域福祉の充実と発展に努め、公益法人としての使命を果たします。

⑤施設の特徴的な取組

<施設の多機能化>

入所する母子だけでなく、ショートステイ、一時保護児の受け入れを積極的に行っている。また、明石市と連携し子育て子ども24時間電話相談や地域の要支援児童へのアウトリーチ型支援も実施している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年6月25日（契約日） ～ 令和2年2月28日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○ 地域をとりまく子育ての環境とニーズを的確に把握・分析され、地域の福祉向上のための取り組みが行われています。

児童養護連絡会、明石市における会議や情報交換によって、施設を取り巻く状況を把握するとともに、施設において、ショートステイや一時保護の状況を分析することで、社会福祉事業全体の動向や地域の子育ての環境や状況などを把握し、地域のニーズに基づいて、24時間子ども・子育て電話相談や要支援児童へのアウトリーチ事業を請け負い、地域の方が主催する子ども食堂に参画するなど、地域の福祉向上のための取り組みが行われています。

○ 「ケアのてびき」の活用により、養育・支援の標準的な実施方法が確立しています。

法人で作成された「ケアのてびき」において、施設で行う多様な養育・支援についての考え方や標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が行われています。また、「ケアのてびき」の改訂は、自己評価に基づいて、全職員が分担して行い、職員の意見を反映することで、養育・支援の質について検証し、改善が図られています。

○ 児童養護施設と連携することで、子どもや母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援が行われています。

子どもの支援については、児童養護施設との併設の強みを生かし、外遊びに行く時に声をかけたり、日常的な関わりが行われています。また、母親が安定した状態でいられるよう、毎日必ず職員が声掛けし、母親の話を傾聴するとともに、個々の母親や子どもも状況に応じて、家事・育児等、日常生活全般について、生活技術の習得や医療的支援、金銭管理等の支援が行われており、家庭的な雰囲気の中、子どもや母親一人ひとりに寄り添った支援が展開されています。

◇改善を求められる点

○ 今後の事業方針を具体的に事業計画に明記していくことが重要です。

社会の情勢や利用者のニーズに対応するためには、中・長期的な視点に立って、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等を具体的に示し、今後の事業方針を具体的に事業計画に明記していくこと重要です。今後は、児童養護施設と併設する事業所の特性や強みを明確にし、カーサパスレルならではの事業運営の方針を明確にしていくことを期待します。

○ 子どもや母親への説明や参画に関する仕組みを充実していくことが重要です。

日々の養育・支援の実施において、子どもや母親が意見等を述べやすい体制を確立していますが、一人ひとりの子どもや母親への説明や同意を得る取り組みについては、十分な仕組みが確立していません。今後は、理念、事業計画から自立支援計画に至るまで、子どもや母親への説明や同意の取り組みを充実することによって、より親子が主体的に参画できる仕組みを充実していくことが望まれます。

○ 専門性にもとづいた具体的な支援プログラムを構築することで、特別なニーズを持つ親子への対応を明確にしていくことが望まれます。

小規模ケアの特性を活かし、家庭的な雰囲気の中、一人ひとりの課題や目標に寄り添った支援を展開されていますが、障害のある親子をはじめ、行動上の問題を有する親子など、特別なニーズを持つ親子への対応は、明確とは言えません。今後は、障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援について、専門的な支援を行うためのアセスメントと体制づくりを明確にしていくことが必要です。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

事例が少なく、母子への支援が適切であったか不安がありました。母子生活支援施設の特性を活かし、特別な配慮が必要な母親や子どもに対しての支援を児童養護施設と連携しながら行える体制にしていくことが課題と感じました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人の理念として、「子ども最優先」「養育の専門性の提供」「地域貢献」を掲げ、施設に掲示するとともにホームページやパンフレットで周知が図られています。また、職員には、4月の全体会において、今年度の運営方針と合わせて説明がなされ、確認が行われています。</p> <p>○今後は、理念をはじめ運営方針を子どもや家族に分かりやすく説明することで、さらに施設の考え方が全体に浸透していくことが期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A
<p><コメント></p> <p>○明石市における会議や情報交換によって、施設を取り巻く状況を把握するとともに、施設において、ショートステイや一時保護の状況を分析することで、経営状況を把握し、法人に報告しています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	B
<p><コメント></p> <p>○把握された経営状況を毎月開催される法人の運営・経営会議で、協議され、理事会を通して事業計画に明記し、経営における課題を明確にして、改善に取り組んでいます。</p> <p>○今後は、各施設における課題について明確にして、職員全体で検討していく仕組みづくりが期待されます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人として、3年から5年の長期的なビジョンを示した中・長期計画を策定され、施設の小規模化や事業の拡充が図られています。</p> <p>○今後は、制度が目まぐるしく変化する中、具体的な成果を明確にしていくためにも、施設の現状に応じた細やかな見直しが望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	B
<p><コメント></p> <p>○各施設において、社会情勢の変化による現状や課題に応じた運営方針を盛り込んだ単年度計画が、策定されています。</p> <p>○今後は、法人の中・長期計画との整合性や連動を深めていくことが期待されます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	B
<p><コメント></p> <p>○半年に一度、事業計画の進捗状況を確認し、職員の意見を交えて、次年度の事業計画の策定が行われています。</p> <p>○今後は、子どもの状況や地域の情勢に応じて事業計画を見直していく仕組みづくりが期待されます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	C
<p><コメント></p> <p>○事業計画の中から子どもの年齢に応じて、生活に必要なことを話していることはうかがえますが、事業計画をわかりやすく周知していく取り組みには至っていません。今後は、将来の施設の方向性や施設での取り組みなど、子どもや家族にとって、自分の将来と重なるような説明が望まれます。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A
<p><コメント></p> <p>○自己評価結果や法人で統一した「ケアの手引き」をもとに養育・支援の質について、職員全体で検証し、改善が図られています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B
<p><コメント></p> <p>○昨年の自己評価結果をもとに課題の文書化を行い、「ケアの手引き」に反映することで、具体的な改善に取り組んでいます。</p> <p>○今後は、評価等で明らかになった課題を事業計画等に反映することで、さらに計画的な改善につなげていくことが期待されます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B
<p><コメント></p> <p>○施設長は、月1回の定例会において、自らの考えを表すとともに方針を伝えています。また、施設長の役割と責任は、事業計画の分掌で示し、全体会で確認が行われています。</p> <p>○今後は、施設外に方針を示す方法の確立と有事の際の責任の所在について明確にしていくことが望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○施設長は、施設長研修、弁護士ケース研究会等に参加し、法令について正しく理解するよう努めるとともに、職員に対して、DV、個人情報保護法、被措置児童虐待防止についての研修を行っています。</p> <p>○今後は、児童福祉分野に限らず、労働や環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握していくことが望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A
<p><コメント></p> <p>○施設長は、サービス評価や主任会議やカンファレンスに参加することによって、養育・支援の状況を把握し、状況に応じてスーパーバイズやOJT（職務を通じた研修）、定例研修及び事例困難研修など研修の充実を行っています。</p> <p>○今後は、施設長としての養育・支援の質の評価・分析をさらに明確にしていくことが期待されます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	B
<p><コメント></p> <p>○経営の改善については、法人全体で運営・経営会議において検討を行っています。また、職員の働きやすい環境について、施設長が中心となって時間単位有給休暇の導入や超過勤務の自己申告制及びタイムカードの導入が行われています。</p> <p>○今後は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、施設内に具体的な事項を検討する体制を構築していくことが期待されます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人で作成された「人事育成計画」に必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方が明記されており、実習生へのアプローチで、積極的な人材確保が行われています。</p> <p>○今後は、専門資格や年齢、性別などのバランスを考慮した具体的な人事計画の策定が望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人として、「人事育成計画」に期待する職員像を示し、育成面談を通じて職員の意向を聴取することや宿直手当や給与水準などを調査し、検証することで、人事に関する改善策を検討しています。</p> <p>○現在、就業規則など一定のルールは規定されていますが、採用、異動、昇格など、明確な人事に関する基準には至っていません。今後は、人事評価の仕組みと合わせて総合的な人事の仕組みを構築していくことが望まれます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	B
<p><コメント></p> <p>○施設長が中心となって、職員の就業状況について把握し、日頃の職員の健康と安全に留意するとともに、定期的な育成面談による悩み相談に応じています。また、福利厚生について、ソウエルクラブへの加盟、健康診断の助成、職員親睦旅行の実施など、充実しており、時短勤務や時間単位有給休暇の導入によって、仕事、余暇の両立を図っています。</p> <p>○今後は、メンタルヘルスの取り組みなど、さらに施設の地域性や特殊性に配慮した人材確保と定着の取組に期待します。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○施設長が定期的に職員と面談し、「育成面接」にて、職員個人の目標、その進捗状況、達成度を確認することで、職員の育成が図られています。</p> <p>○今後は、組織としてキャリアパス・フレームを明確にしていくなど、職員の目標管理の仕組みづくりを検討することで、さらに職員一人ひとりの育成に向けた取組を定着させることが望まれます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人の運営方針に基づいた「人材マネジメントの推進」を明示し、内部での勉強会を含む研修計画に基づいて、職務に応じた研修や勉強会を実施しています。</p> <p>○今後は、研修計画や研修内容を評価・見直す仕組みを明確にしていくことで、施設における課題解決に即した研修を実施されることが望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	A
<p><コメント></p> <p>○外部研修への派遣や施設内での研修を充実させることで、研修に多くの職員が参加できる体制が整備されています。また、新任職員を中心にOJT（日常業務に基づいた研修）担当職員を配置し、スーパービジョンの体制を構築するとともに、定期的なカンファレンスの開催によって職員の専門性の向上に取り組んでいます。</p> <p>○今後は、職員一人ひとりの技術水準、資格の取得状況にあわせ、中堅職員の育成など、階層別の職員研修体制を明確にしていくことが期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	B
<p><コメント></p> <p>○実習生受入れについて、受け入れる意義、方針、手順を示した「実習生受け入れマニュアル」を整備しています。</p> <p>○現在、母子生活支援施設での実習は行われていません。今後は、児童養護施設との連携において、母子生活施設に必要な人材確保に向けて実習を実施していくことが望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人のホームページでは、理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業報告、決算情報、苦情に関する内容ならびに対応方法などが公開されています。また、法人の広報誌やパンフレットを地域の関係者や機関などに配布することで、児童養護施設への理解を深めています。</p> <p>○今後は、今回の第三者評価の結果に基づいた改善策や対応方法について公表していくことが期待されます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B
<p><コメント></p> <p>○法人が契約している公認会計士及び監事による専門的なチェックや内部監査が実施され、監査結果に基づく改善について、職員に周知を図ることで、運営の透明性を確保しています。</p> <p>○今後は、専門的な外部監査の実施や経営・運営に関する諸規定や運営に関するルールを職員に説明していくことで、適正な運営体制について、より明確にしていくことが期待されます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○月1回、子ども食堂を開催するとともに、地域の子どもたちが施設に来てもらう、夏祭りやお餅つきなどを開催することによって、地域との交流が図られています。</p> <p>○今後は、地域に対して施設の母親や子どもたちがボランティアとして活動に参加できる仕組みを作ることで、子どもの活動範囲を広げることが望まれます。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B
<p><コメント></p> <p>○ボランティアの受け入れマニュアルを作成し、学習支援をはじめ多様なボランティアを受け入れています。</p> <p>○今後は、ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明文化していくことが望まれます。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	B
<p><コメント></p> <p>○関係機関連絡先等ファイルを備え付け、医療機関や行政機関、子ども家庭センター、教育機関などの社会資源の情報を把握され、要保護児童対策協議会への参加をはじめ、関係機関との連携が図られています。</p> <p>○今後は、母親と子どものアフターケアを含めた、地域でのネットワーク化に取り組むことが期待されます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	A
<p><コメント></p> <p>○明石市の業務委託により行っている、24時間子ども・子育て電話相談と要支援児童へのアウトリーチ事業や地域の方が主催する子ども食堂を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努められています。</p> <p>○今後は、把握した地域の福祉ニーズを文書化するなど、より明確にしていくことが望まれます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	B
<p><コメント></p> <p>○明石市としての取り組みとして、24時間子ども・子育て電話相談と要支援児童へのアウトリーチ事業を請け負い、担う事により、子育て世代の悩み相談を受け付ける取り組みが行われています。</p> <p>○今後は、養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取り組みについて検討されることが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
<p><コメント></p> <p>○「ケアのてびき」の中に、母親と子どもを尊重する姿勢を明示し、定例会や人権チェックリストを用いて、共通の理解を確認する取り組みが行われています。また、定例のカンファレンスの中に子どもに対する基本的な人権尊重について学ぶ機会が設けられ、子どもの権利を高めていくための取り組みが行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	A
<p><コメント></p> <p>○「ケアのてびき」にプライバシーに関するマニュアルを整備し、入所時、排せつ入浴、居室や持ち物など詳細に分けて、考え方やポイントなどを踏まえた規定が設けられています。また、「あなたの未来をひらくノート」を小学生以上の子どもに対して配布し、定期的に話し合う機会を設けることで、子どものプライバシー保護に努めています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	B
<p><コメント></p> <p>○「お知らせ」というパンフレットに施設の運営理念や過ごし方、学校の様子や、持ち物等がイメージできるように文章化されており、養育・支援の内容をわかりやすく説明するように努めています。</p> <p>○今後は、入所予定の母親や子どもに対して、さらにわかりやすい説明への工夫が期待されます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	B
<p><コメント></p> <p>○入所についてのマニュアルを整備し、養育・支援の開始や過程についてわかりやすく説明されていることがうかがえます。また、母親に理解が得られない時は子ども家庭センターと連携しながら説明に取り組んでいます。</p> <p>○今後は、意思決定が困難な母親や子ども等への配慮についてルール化を進めていくことが望まれます。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	A
<p><コメント></p> <p>○引き継ぎ文章（措置変更、措置移管のための引継ぎ事項）を定め、日常生活等の様子や学校の様子を明記し、継続性に配慮した引継ぎが行われています。また、退所にあたっては、「卒園する〇〇さんへ」と称した、施設独自のノートを手渡し、退所後の担当者も明記して、社会に出ても自立して生活できるような情報が提供されています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○定期的に子どもへのアンケートを実施し、母親と子どもの意見を集約し、満足度の向上に努めています。</p> <p>○今後は、母親・子ども会などの設置によって、満足度の向上の話し合いに子どもが参画できる仕組みづくりが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B
<p><コメント></p> <p>○福祉サービスの適切な対応のためにと称した、マニュアルを整備され、苦情対応について、苦情解決達成の周知説明から苦情結果の公表や子ども家庭センターまでつながるフローチャートが作成されています。また、母親や子どもの意見が投稿できる「あのねBOX」を3か所設け、相談窓口の設置について明記されたポスターを掲示しています。</p> <p>○今後は、苦情相談内容の対応を通して、養育・支援の質の向上につなげられる仕組みを明確にしていくことが望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	B
<p><コメント></p> <p>○「あなたの未来をひらくノート」や「あんしんノート」を使って、複数の方法や相手に自由に相談できることを母親と子どもに伝えています。</p> <p>○しかしながら、苦情や意見が「あのねBOX」に投稿されておらず、今後は、子どもが意見を述べやすい環境について確認していくことが望まれます。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	B
<p><コメント></p> <p>○日々の養育・支援の実施において、意見の傾聴に努めるとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取り組みが行われています。</p> <p>○今後は、相談や意見を受け付けた際の対応マニュアルを整備し、母親や子どもからの相談や意見を養育・支援の向上に役立てる仕組みづくりが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B
<p><コメント></p> <p>○事故対応に関するフローシートやマニュアルが整備され、事故対応についての手順が明確になっています。また、ヒヤリハットの取り組みを通じて、安心と安全を脅かす事例の収集に努めています。</p> <p>○今後は、リスクマネジメントの責任者や体制を明確にするとともに、危険予知からの視点での情報収集に努め、母親や子どもの安全確保に取り組むことが望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A
<p><コメント></p> <p>○感染症に関するマニュアルを整備するとともに、季節的に流行する感染症について、衛生管理担当者が定例会で注意喚起を行い、母親や子どもの生命と健康に適切な対応が周知されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○防災マニュアルに基づいて、災害時の対応体制が決められており、月1回、火災や地震など多様な防災訓練が実施されています。また、食料や備品類等の備蓄リストを作成し、子どもの安全確保が図られています。</p> <p>○今後は、母親や子どもの安否確認を含む事業継続計画（BCP）を策定し、さらに実行性の高い防災対策が期待されます。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	A
<p><コメント></p> <p>○法人で作成された「ケアのてびき」において、養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援を行うとともに、「ケアのてびき」は定期的に研修が行われ、職員個々でセルフチェックを行って継続的に確認が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A
<p><コメント></p> <p>○「ケアのてびき」の見直しは、改訂手順を定め、全職員が分担して行い、職員の意見を反映するとともに、利用者アンケートを含む自己評価に基づいて、子どもが必要とする養育・支援を見直しています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	B
<p><コメント></p> <p>○施設の更なる高機能化を目指し、兵庫県児童養護連絡協議会で検討された方法に基づいてアセスメントを実施し、母親と子どもの心身に状況や、生活状況を把握され、自立支援計画が策定されています。また、定期的にカンファレンスを実施し、支援困難ケースについての対応が検討しています。</p> <p>○今後は、自立支援計画について、母親と子どもに意見・同意を求める機会を作ることで、具体的なニーズ把握が行える仕組づくりが望まれます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	A
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の質の向上を継続的に図るために、月間報告書に基づいて、3か月に一度、個々の支援課題について見直し、毎年、自立支援計画がPDCAサイクルに基づいて評価・見直しが行われています。また、急な支援の見直しについては、緊急カンファレンスを開催し、適時見直しが行われています。</p> <p>○今後は、成長が著しい子どもにあたって、さらに短期間でのアセスメントを行う仕組づくりが期待されます。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	B
<p><コメント></p> <p>○養育・支援実施状況の記録については、情報共有システムを活用し、自立支援計画に沿って日々の記録が行われています。また、毎月1回行われるコンサルテーションを経て、月間報告書を作成し、養育・支援実施状況を明らかにしています。</p> <p>○今後は、記録の活用方法を定めることにより、施設における情報の流れを明確にしていくことが期待されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	B
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもに関する記録の管理体制については、個人情報保護規定を整備され、それに基づいて、個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われています。</p> <p>○今後は、情報が漏洩した場合の対策と対応を明確にされるとともに、情報の開示の仕方や、情報の取り扱いについて母親や子どもに説明する仕組みづくりが望まれます。</p>		

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	A
<p><コメント></p> <p>○ケアのてびきに「子どもの権利擁護」について明記し、定例のカンファレンスで子どもの権利についての研修が行われています。また、毎年、人権擁護のチェックリスト（児童養護施設版）を活用し、人権意識の維持、向上に努められています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	A
<p><コメント></p> <p>○虐待等の対応方法を定めた「被措置児童虐待防止について」を整備し、9月の定例カンファレンスにおいて、具体的な例を交えて被措置児童虐待防止についての研修を実施されています。また、就業規則には、不適切な関わりの禁止について明示し、権利侵害の防止が行われています。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	B
<p><コメント></p> <p>○「入所者のみなさまへ」に不適切な行為の禁止について明示し、母親や子どもに周知されています。また、日々の関わりを通じて、サインを見逃さないよう努め、疑いがある場合は、面談を通して注意喚起が行われています。</p> <p>○今後は、母親や子どもへの指導方法について、明確にしていくことが期待されます。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	B
<p><コメント></p> <p>○子供への不適切なかかわりを防止するために、母親の困り事の把握し、生活の乱れなどを毎日生活状況のチェックを行った事例がうかがえました。</p> <p>○今後は、児童養護施設で生かした経験を生かして、母親の指導も含めた仕組みの構築が期待されます。</p>		

A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	B
<p><コメント></p> <p>○重要事項説明書や「入所者のみなさまへ」に思想・政治・信教の自由について明記され、配慮するように努められています。</p> <p>○今後は、信仰や文化に関するアセスメントを明確にしていくことが望まれます。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	B
<p><コメント></p> <p>○入所者が少ないため、自治会活動は行っていませんが、個別に主体性を尊重した配慮がうかがえました。</p> <p>○今後は、自主性を尊重する配慮について標準化し、施設の取り組みを明確にしていくことが望まれます。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○日常生活の支援について、一緒に取り組むことで、母親の自己肯定感が高まるよう努めている事例がうかがえました。</p> <p>○今後は、母親や子供のストレングス(強み)について、明確にしていくことが望まれます。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	B
<p><コメント></p> <p>○特別、行事のプログラムは、設定していませんが、適時、地域の行事に参加する機会が設けられています。</p> <p>○今後は、行事のプログラムを明確にしていくことが望まれます。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○明石市と連携し、退所後のアフターケア（要支援家庭へのアウトリーチ事業）を行っています。また、定期的に生活状況を確認していることがうかがえました。</p> <p>○今後は、退所後のアフタフォローについてプログラムし、明文化していくことが望まれます。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画を基に、それぞれの課題に対して目標を掲げ、地元に取り添った支援が行われています。また、ハローワーク、病院、就職先へ同行するなど施設の機能を生かした取り組みが行われています。</p> <p>○今後は、専門的な支援を行うためのアセスメントと体制づくりが望まれます。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○明石市と連携のもと、子どもの保育所を確保するなど速やかに安心した生活ができるよう配慮されています。また、生活用具・家財道具は常に一式揃えており、その日から生活ができる準備が行われています。</p> <p>○今後は、身体等に障害のある母親や子どもが安全に生活出来る配慮が望まれます。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	A
<p><コメント></p> <p>○個々の母親や子どもの状況に応じて、家事・育児等、日常生活全般について、生活技術の習得や医療的支援、金銭管理等の支援が行われています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	B
<p><コメント></p> <p>○子供の状況に合わせて、保育所や学校と連携して、送迎や行事参加等を代行するとともに、不適切なかわりについては、関係機関と連携を図り、介入するよう配慮されています。</p> <p>○今後は、子どもの発達段階などを捉え、心理士等との連携のもと適切な子育てやかかわりについて伝えていくことが望まれます。</p>		

A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○母親が安定した状態でいられるよう、毎日必ず職員が声掛けし、母親の話を傾聴する配慮がうかがえました。</p> <p>○今後は、対人関係を支援するプログラムとして、ケアのてびきにも含めたマニュアルの整備が望まれます。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○子どもの成長については、日々関わりの中で確認し、放課後などの時間は相談室や外遊びなど、常に寄り添いながら支援していることがうかがえました。</p> <p>○今後は、特別な配慮が必要な子どもに対しての支援を明確にするとともに、養育・保育に関する記録を整備していくことが望まれます。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○学齢期の子どもの支援の事例はありませんが、児童養護施設と連携することで支援が行える体制となっています。</p> <p>○今後は、子ども一人ひとりに対する個別性を重視した、相談や支援が行われることが期待されます。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	B
<p><コメント></p> <p>○子どもの支援については、児童養護施設との併設の強みを生かし、外遊びに行く時に声をかけるなど、日常的な関わりが行われています。</p> <p>○今後は、子どもの人間関係づくりに対する支援プログラムを構築していくことが望まれます。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○児童養護施設と連携することで、子どもに対して、「性のリーフレット」を整備し、定例カンファレンスにおいて「生と性」について施設内研修が行われています。</p> <p>○今後は、母子生活支援施設の取り組みとして確立することが期待されます。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	B
<p><コメント></p> <p>○併設の児童養護施設と連携し、緊急時は夜間でも対応できる体制が設けられています。また、緊急対応のための生活用品が常に準備されています。</p> <p>○今後は、母子生活支援施設としての緊急受入れのマニュアルの整備が望まれます。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	C
<p><コメント></p> <p>○児童養護施設と併設のため、安全確保の関係上でDV被害の母子については入所を断っており、仕組みの確立までは至っていません。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	C
<p><コメント></p> <p>○児童養護施設と併設のため、安全確保の関係上でDV被害の母子については入所を断っており、仕組みの確立までは至っていません。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	B
<p><コメント></p> <p>○就業規則や被虐待児対応方法について、虐待等の対応方法が定められ、暴力によらないコミュニケーションを用いるモデルが示されています。</p> <p>○今後は、子どもに対する不適切な関りがあった場合等、子どもが自ら訴えることができるような取り組みが望まれます。</p>		
A㉓	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	A
<p><コメント></p> <p>○児童養護施設が併設されていることもあり、児童虐待については全職員が知識と経験を持って迅速にこども家庭センターと連携し、支援が行われています。また、子どもの権利侵害の防止と早期発見に向けた取り組みとして、毎年「人権擁護のためのチェックリスト」を用いて、職員の振り返りが行われています。</p>		

A-2-(7) 家族関係への支援		
A⑳	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○日常的に母親の悩みを聞く機会を設け、必要に応じて家族関係の調整に介入されています。</p> <p>○今後は、相談や支援の経過を明確にしていくことが望まれます。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉑	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	B
<p><コメント></p> <p>○近隣の市町が発行している、ひとり親支援のハンドブックを用いて、母親に対する社会資源の活用について、情報提供が行われ、必要に応じて支援が行われていたことがうかがえました。</p> <p>○今後は、障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を明確にしていくことが必要です。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉒	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○マザーズハローワーク窓口の情報収集を行い、必要に応じて母親に付き添い職場の紹介をするとともに、補完保育ができる環境を整えるなど、就労支援が積極的に行われています。</p> <p>○今後は、資格取得や能力開発のための情報提供や支援が期待されます。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	B
<p><コメント></p> <p>○就労継続が困難な母親に対し、職場と連絡を取り合い、様々な点において配慮をお願いし、関係調整が図られています。</p> <p>○障害がある場合や外国人の母親に対する就労継続について、福祉就労の活用など、支援方法を構築していくことが望まれます。</p>		

